

別表1（第3条第2号関係）

対象事業

1 前年度又は当該年度に「地域における観光まちづくりの支援（アドバイザー派遣事業）」により策定した事業計画に基づく取組
2 前年度又は当該年度に「地域における観光まちづくりの支援（学生インターン事業）」により学生から提案のあった事業の実施検証
3 前年度又は当該年度に新たに設立した観光協会等が行う次の事業 (1) 観光協会等の事務所及び観光案内所等の設備機器等を整備する事業 (2) 当該年度事業計画(案)及び予算計画(案)に記載する観光協会等設立に伴うキックオフ事業

別表 2 (第 4 条関係)

補助対象経費

区 分	摘 要
施設整備に要する経費	
機器・設備・備品等の購入費	消耗品、日用品等は除く
協議会等の運営に要する経費	謝金、会議資料作成費、会場使用料等
業務運営委託に要する経費	
イベント事業に要する経費	イベント実施に直接必要なものに限る
特産品開発に要する経費	
事業周知に要する経費	
その他諸経費	事業実施に直接必要なものに限る

* 1 百万円以上の経費については、複数業者からの見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。

補助対象外とする経費

区 分	摘 要
土地の取得、賃借、造成及び補償に係る経費	
法定耐用年数に満たない施設設備の改修等に係る経費	
消耗品の購入	事業実施に直接必要なものを除く
観光協会等の人件費及び運営に係る経費	
施設設備等の維持管理に係る経費	修繕、保守、清掃等
金券等購入費	
租税公課	
その他事業に直接関係しない経費	儀礼的経費、振込手数料、使用実績のないもの等